

○ もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知）の一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第1 実証事業の実施 水産業体質強化総合対策事業費補助金交付等要綱（令和4年3月28日付け3水推第1433号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）第3の1の（2）のアに基づく実証事業の実施は、水産庁長官が別に定めるところによるほか、以下によるものとする。 1 実証事業の趣旨 （1）～（4） （略） （5）マーケットイン型養殖業等実証事業 マーケットイン型養殖業等実証事業は、以下の実証の取組を行うことにより、マーケットイン型養殖経営（需要の量・質の情報を能動的に入手し、需要に応じた計画的な生産を行う経営体又はその経営体を含む養殖バリュー・チェーンが行う養殖業）を推進し、国際競争力を備えた養殖業への転換を促進しようとするものである。 ア マーケットイン型養殖経営を推進するための取組を行う養殖経営体（複数の養殖経営体等で構成されるグループを含む。以下同じ。）による、<u>認定養殖業改善計画、認定養殖業再建・改善計画</u>又は承認養殖業再建計画に基づく資材・機材等の導入による生産性向上又は収益性向上のための実証	第1 実証事業の実施 水産業体質強化総合対策事業費補助金交付等要綱（令和4年3月28日付け3水推第1433号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）第3の1の（2）のアに基づく実証事業の実施は、水産庁長官が別に定めるところによるほか、以下によるものとする。 1 実証事業の趣旨 （1）～（4） （略） （5）マーケットイン型養殖業等実証事業 マーケットイン型養殖業等実証事業は、以下の実証の取組を行うことにより、マーケットイン型養殖経営（需要の量・質の情報を能動的に入手し、需要に応じた計画的な生産を行う経営体又はその経営体を含む養殖バリュー・チェーンが行う養殖業）を推進し、国際競争力を備えた養殖業への転換を促進しようとするものである。 ア マーケットイン型養殖経営を推進するための取組を行う養殖経営体（複数の養殖経営体等で構成されるグループを含む。以下同じ。）による、認定養殖業改善計画又は承認養殖業再建計画に基づく資材・機材等の導入による生産性向上又は収益性向上のための実証

イ・ウ (略)

2・2-2 (略)

2-3 実証事業の内容(第1の1の(5)のアの事業)

- (1) 事業実施者(交付等要綱第3の1の(1)のアの(ウ)の(iii)に規定する養殖業改善計画若しくは養殖業再建・改善計画の認定を受けた又は同項に規定する養殖業再建計画の承認を受けた養殖経営体をいう。以下同じ。)は、認定養殖業改善計画、認定養殖業再建・改善計画又は承認養殖業再建計画に基づいて資材・機材等を導入し実証事業に取り組む。
- (2) 事業実施者は、認定養殖業改善計画にあつては実証事業の期間を含む3連続事業期間の各終了後、認定養殖業再建・改善計画又は承認養殖業再建計画にあつては事業期間の終了後、導入した資材・機材等による生産性向上又は収益性向上の効果を事業主体に報告する。その際、必要に応じて関係機関を経由することができる。

(3) (略)

2-4~3 (略)

3-2 事業期間(第1の1の(5)のアの事業)

認定養殖業改善計画にあつては、養殖の開始から出荷までの期間を1事業期間とし、資材・機材等の導入から起算して3事業期間実施するものとする。ただし、5年を超えて事業を実施することはできない。なお、補助の対象となる資材・機材等を

イ・ウ (略)

2・2-2 (略)

2-3 実証事業の内容(第1の1の(5)のアの事業)

- (1) 事業実施者(交付等要綱第3の1の(1)のアの(ウ)の(iii)に規定する養殖業改善計画の認定を受けた又は同項に規定する養殖業再建計画の承認を受けた養殖経営体をいう。以下同じ。)は、認定養殖業改善計画又は承認養殖業再建計画に基づいて資材・機材等を導入し実証事業に取り組む。
- (2) 事業実施者は、認定養殖業改善計画にあつては実証事業の期間を含む3連続事業期間の各終了後、承認養殖業再建計画にあつては事業期間の終了後、導入した資材・機材等による生産性向上又は収益性向上の効果を必要に応じて関係機関を経由して事業主体に報告する。

(3) (略)

2-4~3 (略)

3-2 事業期間(第1の1の(5)のアの事業)

認定養殖業改善計画にあつては、養殖の開始から出荷までの期間を1事業期間とし、資材・機材等の導入から起算して3事業期間実施するものとする。ただし、5年を超えて事業を実施することはできない。なお、補助の対象となる資材・機材等を

導入した際に養殖期間の半分を経過している等、資材・機材等導入時点からでは、導入による1事業期間目の事業効果を検証できないと判断される場合には、次の養殖の開始時点を1事業期間目の起算点とするものとする。

また、認定養殖業再建・改善計画又は承認養殖業再建計画にあっては、資材・機材等の導入から起算して1事業期間実施するものとする。ただし、3年を超えて事業を実施することはできない。

3-3～7-2 (略)

7-3 手続等(第1の1の(5)のアの事業)

(1) 事業実施計画の承認等

ア (略)

イ 事業主体は、次の要件が満たされていると認める場合には、アの当該実施計画を承認するものとする。また、当該事業が、輸出の促進、輸入水産物からの国内市場の維持、中小・沿岸漁業の生産基盤の強化等により、我が国水産業の競争力強化に資すると認める場合は、当該実施計画の承認において、その旨を明記するものとする。

(ア) 認定養殖業改善計画、認定養殖業再建・改善計画又は承認養殖業再建計画に沿った内容であること。

(イ)～(キ) (略)

ウ (略)

(2) 実施状況の報告等

ア (略)

導入した際に養殖期間の半分を経過している等、資材・機材等導入時点からでは、導入による1事業期間目の事業効果を検証できないと判断される場合には、次の養殖の開始時点を1事業期間目の起算点とするものとする。

また、承認養殖業再建計画にあっては、資材・機材の導入から起算して1事業期間実施するものとする。ただし、5年を超えて事業を実施することはできない。

3-3～7-2 (略)

7-3 手続等(第1の1の(5)のアの事業)

(1) 事業実施計画の承認等

ア (略)

イ 事業主体は、次の要件が満たされていると認める場合には、アの当該実施計画を承認するものとする。また、当該事業が、輸出の促進、輸入水産物からの国内市場の維持、中小・沿岸漁業の生産基盤の強化等により、我が国水産業の競争力強化に資すると認める場合は、当該実施計画の承認において、その旨を明記するものとする。

(ア) 認定養殖業改善計画又は承認養殖業再建計画に沿った内容であること。

(イ)～(キ) (略)

ウ (略)

(2) 実施状況の報告等

ア (略)

イ 事業実施者は、認定養殖業改善計画の策定期間中、認定養殖業改善計画に基づく各事業期間又は認定養殖業再建・改善計画若しくは承認養殖業再建計画に基づく事業期間が終了した年の会計処理完了後60日以内に、別紙様式第3－2号（認定養殖業改善計画にあつては1から3事業期間終了ごと、認定養殖業再建・改善計画又は承認養殖業再建計画にあつては事業期間終了後）により当該期間の資材・機材等の導入効果を取りまとめた実証結果報告書（収支計算書を添付）を作成し、事業主体に提出するものとする。その際、必要に応じて関係機関を経由することができる。

7－4・7－5 （略）

第2－2 助成金の交付等（第1の1の（5）のアの事業）

交付等要綱第3の1の（2）のアの（ウ）及び（エ）に規定する助成金については、その交付は以下によるものとする。

1 助成金の申請

（1） （略）

（2）事業主体は、事業実施者が、認定養殖業改善計画、認定養殖業再建・改善計画又は承認養殖業再建計画に記載した資材・機材等を導入する際の費用を対象に、事業実施者へ1／2以内の金額を助成する。また、資材・機材等の助成の上限額は5,000万円以内とする。

（3）・（4） （略）

イ 事業実施者は、認定養殖業改善計画の策定期間中、認定養殖業改善計画に基づく各事業期間又は承認養殖業再建計画に基づく事業期間が終了した年の会計処理完了後60日以内に、別紙様式第3－2号（認定養殖業改善計画にあつては1から3事業期間終了ごと、承認養殖業再建計画にあつては事業期間終了後）により当該期間の資材・機材等の導入効果を取りまとめた実証結果報告書（収支計算書を添付）を作成し、必要に応じて関係機関を経由の上、事業主体に提出するものとする。

7－4・7－5 （略）

第2－2 助成金の交付等（第1の1の（5）のアの事業）

交付等要綱第3の1の（2）のアの（ウ）及び（エ）に規定する助成金については、その交付は以下によるものとする。

1 助成金の申請

（1） （略）

（2）事業主体は、事業実施者が、認定養殖業改善計画又は承認養殖業再建計画に記載した資材・機材等を導入する際の費用を対象に、事業実施者へ1／2以内の金額を助成する。また、資材・機材等の助成の上限額は5,000万円以内とする。

（3）・（4） （略）

2 (略)

【別記様式第1－4号】

もうかる漁業創設支援事業実施計画申請書

番 号
年 月 日

事業主体の長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた養殖業改善計画（認定養殖業
再建・改善計画又は承認養殖業再建計画）に基づき、もうかる漁業
創設支援事業のうち、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成2
1年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知。以下「実
施要領」という。）第1の1の（5）のアの実証事業を実施したい
ので、実施要領第1の7－3の（1）のアの規定に基づき承認を申
請します。

記

1. ～ 4. (略)

2 (略)

【別記様式第1－4号】

もうかる漁業創設支援事業実施計画申請書

番 号
年 月 日

事業主体の長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた養殖業改善計画（又は承認養
殖業再建計画）に基づき、もうかる漁業創設支援事業のうち、もう
かる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管
第2906号水産庁長官通知。以下「実施要領」という。）第1の
1の（5）のアの実証事業を実施したいので、実施要領第1の7－
3の（1）のアの規定に基づき承認を申請します。

記

1. ～ 4. (略)

5. 実証項目 ※ <u>認定養殖業改善計画、認定養殖業再建・改善計画又は承認養殖業再建計画</u>に記載された取組の内容を記載すること（別紙の添付でも可）。 6.・7. （略） （備考） 1. <u>認定養殖業再建・改善計画又は承認養殖業再建計画</u>については第2事業期間及び第3事業期間の記載を要しない。 2. （略）	5. 実証項目 ※ 認定養殖業改善計画に記載された取組の内容を記載すること（別紙の添付でも可）。 6.・7. （略） （備考） 1. 承認養殖業再建計画については第2事業期間及び第3事業期間の記載を要しない。 2. （略）
---	---

附 則

- 1 この通知は、令和8年8月28日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。